管財関係部課長会議　会議録

１　開催日時　令和４年８月１８日（木）午後１時３０分から２時３０分まで
２　開催場所　愛知県自治センター４階　大会議室
３　当番市　　豊川市
４　出席者　　愛知県　総務局総務部　市町村課行政グループ　山口課長補佐
　　愛知県　総務局総務部　財産管理課財産管理グループ　遠山課長補佐
　　市　　名古屋市財政局財政部　資産経営戦略室
　　土田活用推進係長始め 34 名
　　愛知県　市長会事務局　　梶浦行政係長
　　市長会事務局　　瀧田財政係長

５　会議内容
⑴ 開会　　愛知県市長会事務局　瀧田財政係長

愛知県市長会では、１５部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この管財関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただく、と言ったことを目的として例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ちよりいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

〇愛知県出席者紹介

総務局総務部　市町村課行政グループ　山口課長補佐
総務局総務部　財産管理課財産管理グループ　遠山課長補佐

⑵ あいさつ(代表)

〇総務局総務部市町村課行政グループ　山口課長補佐

本日お集りの皆様方におかれましては、日頃から各市の財産管理等にご尽力され様々なご苦労がある所と存じます。本日は行政財産の目的外使用に係る事務や公用車における次世代自動車の購入等について情報交換がなされると伺っております。公有財産については常に適切に管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用する必要があるところでございます。本日の会議においても情報交換によりまして各市における公有財産の適切な管理運用に繋がることを期待します。

⑶ 議題

〇議長選出：豊川市総務部財産管理課　小野課長（前回会議で市施行順により決定）

１．福祉団体の行政財産目的外使用料の減免について（春日井市提出）

〇提案市趣旨説明【春日井市】

本市では、福祉関係団体が行政財産目的外使用許可を受け公共施設の中で、自動販売機を設置している場合がある。使用料については、福祉関係団体の支援のための理由から減免をしている。ただし、どの程度の支援になっているのか、飲料メーカーなどの自動販売機設置者との契約内容など、福祉関係団体が不利になっていないかなど検証を現在行っていない現状である。そこで、他市の現状を伺いたい。

〇各市状況まとめ【議長　豊川市】

各市の回答を拝見しますと、全体の３割程度の市において、使用料の減免措置は実施していない状況となっており、残りの７割の市については減免措置を実施している状況であります。減免を実施している市において、減免措置の効果について、すべての市において検証を行っていないとの回答になっております。

〇補足説明

【江南市】

減免措置無で回答。自動販売機設置の場合、通常は貸付で入札を行っているが、福祉団体は入札を行わず目的外使用で許可している。体育館を２．３年前に建て替えたときに見直しを考えたが、身体障害者法等の規定もあり難しいとの事でそのまま現在に至っている。

【岡崎市】

検証無で回答。元々の減免理由は、春日井市さんのような支援等を要するためのものではなく、よくある「その他市長が必要と認めるもの」と言うような理由に基づいておりますので、その都度検証を行う対象ではないと言う考えで無で回答している。

〇提案市質問【春日井市→知立市】

ベンターと福祉団体間の利益配分も福祉団体に有利な内容に見直しが出来た事で、入札に替えられているようですが、もう少し詳しい内容を伺いたい。

【知立市】

市の貸付施設と同様の扱いで入札等を行う事によって、今まで余り利益が出ていなかったものが、入札により福祉団体も利益が得られるようになったと言うことは聞いているが、詳細については直接担当に聞いて下さい。

〇議長補足【議長　豊川市】

本市においても、減免の取扱いについて、豊川市使用料条例により、「その他特別の事情があると認める者に対して使用料を減免することができる」と規定されておりますが、減免する取扱いの判断については、その判断の基準等も目的とした、「豊川市行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領」を制定しており、使用料の減免に該当する場合として、「その他特別の事情があると認めるもの」を具体的に定めています。

本市では、福祉団体について事業の内容を確認したうえで、使用料の減免理由を、公共的団体において、社会福祉事業のような公益事業の用に供する場合に該当するものとして取り扱っているため、減免措置の効果の検証は行っておりません。

○愛知県からのコメント

福祉団体に対する減免措置は定めていない。条例に基づき、要件を満たせば減免可能だが、適用は個別事例ごとに判断する。自動販売機等の使用許可について、福祉団体であることを理由として減免を行っているものはない。県では自動販売機を行政財産の貸付で入札により設置しているが、貸付ではなく使用許可で出来るものとして適用除外としているものもあり、福祉関係団体への使用許可は適用除外として、使用許可をすることが出来る。

２．電気料金について（春日井市提出）

○提案市趣旨説明【春日井市】

行政財産目的外使用許可を受けて設置している公共施設内の屋内にある自動販売機の電気代について、施設が開館している時間のみの電気代を徴収している。メーター実費ではなく、計算式によって徴収し開館時間の稼働率を乗じている。今後は、目的外使用許可の条件として自動販売機に子メーター設置を義務付けて、実費を徴収する取扱いに変更したい。そこで、他市の状況について伺いたい。

○各市状況まとめ【議長　豊川市】

電気料金については、多くの市で徴収を実施しており、その場合において、子メーターによる実績により徴収をほとんどの市で実施しているようです。

電気料金の徴収方法・回数についても取組み方法が示されていますので、参考にしていただければと思います。

また、実績により徴収している場合において、年度末分の料金の調定年度の取扱いについては、名古屋市さん、瀬戸市さんでは、翌年度での調定をしており、その他の市において確認できる範囲では、当該年度にて調定を行っているようです。

実績による徴収でない場合の算定方法として、屋内使用の場合に稼働率を乗じているのは、春日井市さんと、名古屋市さん、東海市さん、知多市さんが

同様の取扱いをおこなっており、一宮市さんと、刈谷市さん、北名古屋市さん等については、子メーターが設置できない場合の電気料金の徴収について別に定めている例があるようです。

○提案市質問【春日井市→名古屋市】

「子メーターを設置していない場合は稼働率を乗じて徴収している」と回答にあるが、取り扱いが異なる理由、全てに子メーターを設置しない理由があるか。

【名古屋市】

基本的には、子メーター設置し徴収する事が望ましい。施設の個別理由や設置箇所により、子メーターが設置出来ない事情がある場合は、稼働率を用いた算出方法を認めている取扱い。

○提案市質問【春日井市→名古屋市・瀬戸市】

調定年度の関係で、翌年度調定で行っているが、納入通知を翌年度４月以降に行っているという理由から翌年度調定を行っている事で良かったか。

【名古屋市】

３月中の電気料については、調定は翌年度に行っているので、調定年度で整理している取扱い。

【瀬戸市】

それぞれの施設において事務を行っているので確認したところ、名古屋市さんと同じように処理をしているとの事でありました。

○質問【岡崎市→大府市】

実績による徴収を行っていない事から、ご教示を頂きたい。

子メーターの設置で、事業者負担で設置と回答であるが、業者が変更した場合の子メーター設置はどうなるのか。

【大府市】

業者は入札で決定するので、機械の入れ替えに合わせて旧業者が撤去し、新業者が設置している。

○愛知県からのコメント

電気料金は実費徴収。規定上は厳密な定めはないが、自販機となると実態は子メーターを設置しているところが多い。調定年度は、自治法施行令第 142 条関係に歳入の会計年度所属区分にあるので、基本そちらを基に考えるのではないか。調定年度は財務規則所管課が担当しているので回答しにくいところではあるが、恐らく自治法施行令第 142 条が根拠であると考えている。

３．施設の駐車場利用について（春日井市提出）

○提案市趣旨説明【春日井市】

公共施設の清掃管理業務等を受託した業者の従業員が業務に従事する時に当該

施設の駐車場を利用する場合、行政財産目的外使用許可によって使用料を徴収している。また、使用料を徴収する事を入札時の業務仕様書及び契約書に記載していないので、他市の状況について伺いたい。

○各市状況まとめ【議長　豊川市】

事業者が施設駐車場を使用する際、行政財産目的外使用としているのは、８市が該当しています。その場合の使用料の算定方法については、１月あたりの使用料を定めて徴収を行っており、常滑市さんについては、徴収していない取扱いとされております。

目的外使用としていない場合の取扱いについては、職員等が、駐車場を使用する場合の取扱いと同様の取扱いとするもの、駐車場貸付契約を行っている、無償で使用をさせている、特に対応していないなど、対応については、各市の施設等の駐車スペース・立地等の状況や、委託事業者への考え方を踏まえた対応をしている状況であります。

○提案市質問【春日井市→名古屋市】

「清掃管理等の業務のための車両の駐車については当該委託契約に定めた場合においては使用許可を不要としている」と回答しているが、仕様書及び契約書に１台何円と明記があるのか。

【名古屋市】

業務用の車両については契約書で徴収をしないと定めた場合においては使用許可不要の取り扱い。事業者の社員の方の出勤については公共交通機関で出勤するように求めている。仮に自家用車出勤を認める場合は総合評価額に 1000 分の 3 を乗じ専有面積での按分によって算定し徴収している取扱いにしている。

○提案市質問【春日井市→知多市(欠席)】

「施設の駐車場を利用してもらうため、駐車場使用料等を設計に含んでいない」とあるが、施設の駐車場を無償で使用していると言う事で良かったか。

【事務局】

欠席のため、後日取りまとめを行い会議録に掲載します。

○提案市質問【春日井市→全市】

目的外使用許可をしているかどうか関係なく料金徴収している場合、入札時の仕様書、契約書に料金を徴収する旨を明記しているか。

【岡崎市】

事務取扱要綱を定め、要綱に沿って幅広く料金を徴収している。

○愛知県からのコメント

役務に必要であると判断した場合は使用許可でなくても良いと定めている。その場合、契約書に具体的に使う部分を明記するのが条件。今回、従業員が当該施設の駐車場を使用する場合、業務に必要不可欠であれば使用許可外の使用を認めるが、

そうでない場合は、その内容を確認し、使用許可の可否について検討する。

４．市内部での行政財産目的外使用に係る手続きについて（刈谷市提出）

○提案市趣旨説明【刈谷市】

本市では、行政財産を所管部署以外の部署が公務でその行政財産を使用する場合においては、全て民間利用の場合と同じ手続きを行っている。これは市長部局、教育委員会部局等限らず全て民間の手続きと同じです。今回議題とした経緯は、基本的には事務の効率化を目指して、民間と同じ様な手続きを行わなければならないかとの声も一部上がっていたので、他市の状況について伺いたい。

○各市状況まとめ【議長　豊川市】

行政財産を、所管部署以外の部署が公務で使用する場合について、使用許可申請及び減免申請を行っていないのは、１７市（内、教育委員会や公営企業に対しても、同様に行っていない市は１４市）で全市の半分弱が該当しております。この場合の対応方法としては、使用申請や依頼による、承認または、許可等によるものとして取り扱っているもの、市の業務の範囲内であるため、目的外使用には該当しないことにより、手続きは行ってはいない、との回答となっております。

○提案市質問【刈谷市】

半数近くが行っていないとの回答の中で、この件については今後、必要があれば個別に問合せを行うかもしれないので、よろしくお願いします。

○愛知県からのコメント

使用承認で処理を行っている。基本的には無償が多い。企業庁、病院事業庁などの企業会計からの申請の場合は、有償で行う整理をしている。最近は県営名古屋空港でのワクチン接種で、感染症対策課より申請が有り、使用承認で処理し無償の取扱いとした。

５．公用車の次世代自動車の導入について（東海市提出）

○提案市趣旨説明【東海市】

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、公用車の次世代自動車への更新を予定していますが、庁舎は築４０年を経過し建て替え計画も無く、配電設備にも余裕がない。今年度充電施設を整備する場合は、普通充電の設備をシャッター付き駐車場に確保するが、次年度以降について市民が立ち入り出来る公用車駐車場で新たに検討する必要が生じているので、他市の状況について伺いたい。

○各市状況まとめ【議長　豊川市】

脱炭素社会の実現に向けて、次世代自動車の導入の取組みとしては、横浜市では、2030 年度までに、一般公用車は 100%次世代自動車・HV 化の方針を定

めているようです。今後、より二酸化炭素排出の少ない次世代自動車への乗換の推進は必須になると考えられます。今回、ＥＶ車の導入予定について、あると回答したのは２２市で全体の６割弱が該当しています。

令和４～６年度の更新台数において、現時点で複数台数を予定しているのは、１１市であり、豊橋市さんと稲沢市さんは１０台を更新するとされております。

充電設備の設置場所についは、庁舎等の駐車場及び車庫に設置及び設置予定となっているもの多く示されています。4市は検討中及び未定、となっており、参考にしていただければと思います。

充電設備の運用方法については、１台につき１基としており、駐車時や夜間等、使用しない時に充電をする運用を図っているようであります。

充電設備のセキュリティ対策については、シャッター付車庫などや、閉庁時には立ち入りができない場所を利用するなどし、対策を実施しているようであります。

〇提案市質問【東海市→蒲郡市】

セキュリティ対策で夜間の運用はどのようにしているのか。

【蒲郡市】

公用車専用立体駐車場に駐車しており、当直者が見守りを行っている。特に鍵で入れないようにはしていない。

〇提案市質問【東海市→稲沢市】

「運転時以外は充電を行う」とあるが、コンセントに鍵をかける運用で、今までに問題は生じたか。

【稲沢市】

今年度からの運用開始で秋以降を予定している。今のところ問題は想定していない。コンセントに鍵を掛けて運用予定。

〇提案市質問【東海市→清州市】

鍵付きのタイプですが、問題が生じたことはあるか

【清須市】

今のところ問題はない。

〇質問【瀬戸市→全市】

本市もEV車を検討しており、今年度1台予定。EV車は高額であり、既存の公用車(ガソリン車)を適正配置し台数を絞り、EV車の購入費用にあてなければならないのかとコスト的な面を議論している。公用車の適正配置について何か基準(数値的)などがあれば、ご教示を頂きたい。

【全市】

意見なし

【議長】

資料などありましたら、瀬戸市さんへ連絡をお願いしたい。

○愛知県からのコメント

EV 車を令和４年度２台更新する予定です。更新については使用年数、走行距離を踏まえ、年度ごとに更新する車両を決めていますので、現時点では次年度以降の更新台数は未定です。

充電設備は、公用車駐車スペースに設置予定です。EV 車１台あたりに充電設備１基を設置予定です。

セキュリティ対策については、壁面取付タイプのコンセントを設置する予定です。屋外に設置する場合については、保護カバー及び鍵付きのタイプを設置する予定です。

６．目的外使用許可における申請者と許可者について（知多市提出）

○提案市趣旨説明【知多市欠席のため議長代読】

本市では、市の事業で建物や土地を使用する場合、目的外使用許可を行い、使用料については免除しています。

これまで、申請者・許可者ともに市長名で行っているものであり、各市の状況を伺いたいと考えております。

現状では年度当初に各課が目的外使用許可の事務で大量の書類を作成しなくてはならない事もあり、各市の状況を参考に、事務の軽減に繋がるような運用へと変更したいと考えている。

○各市状況まとめ【議長　豊川市】

使用許可申請・使用許可の手続きについて２７市が書面で行っています。

このうち①の目的外使用許可申請による許可については、１７市と最も多く、②の目的外使用許可以外の書面による許可での手続きは６市となっておりますが、③その他として回答している市におきましても、使用の承認また許可等として、取り扱っているとの回答が多くみられます。

③のその他の手続の方法として、主のものとしては、春日井市さん、東海市さん、大府市さんについては、公営企業等については、目的外使用許可で行い、同一の市長部局に関しては、②目的外使用許可以外の書面による許可の手続きとして行っています。

使用者と許可者の考え方につきましては、①の申請者は市長、許可者は副市長としているのは、稲沢市さんとなっています。

②の申請者は課長、許可者も課長としているのは７市となっています。

この取り扱いを行っているのは、先ほどの、使用申請と使用許可の手続きを、②目的外使用許可以外の書面による許可で手続きを行っていると回答した市では、多くが該当しております。

③のその他の取扱いとしては、申請者は課長、許可者は市長、申請者及び許可者とも市長としている市がそれぞれ半分程度に分かれている状況となっており、その中において、申請者及び許可者とも市長として手続きを行っている市の中には、この議題を提出していただいた知多市さん以外にも課題等としているとの回答でありました。

この議題におきまして、各市の回答を拝見しますと各市様々な手法で手続きを行っている状況であるようです。

○提案市質問【知多市欠席のため議長代読→春日井市】

③考え方の中で「目的外使用申請・許可でなく使用する所属名の使用承認依頼書を使用先の所管課長宛てに提出し、使用承認を受けています」と回答されていますが、要綱等のルールはありますか。

【春日井市】

詳細が不明なため、後日回答します。

○提案市質問【知多市(欠席)→新城市(欠席)】

【事務局】

提案市である知多市から新城市への確認事項につきましては、知多市、新城市とも欠席のため、後日取りまとめを行い、会議録に掲載します。

○議長

今回、各市の回答を拝見しますと、各市様々な手法で手続きを行っているようであり、その手続きについて課題として捉えている市もあるため、同じ市長部局の所管課同士において、行政財産を目的以外の用途で使用させる場合の手続きとして、適切な手法や法的な解釈について、愛知県のご見解をご教示ください。

○愛知県からのコメント

法的な見解までは出来ないが、県の組織同士の貸し借りの場合は、使用承認で処理し、内規の定めを各部に周知している。使用承認の手続きで、申請者と許可者の名称は、局をまたぐ場合は局長、総務局内で、市町村課と財産管理課で使用承認する場合は、課長同士の申請承認となる。

○議長　豊川市

以上を持って議題は終了とします。

⑷ 次年度当番市の決定　　津島市

⑸ 閉会　　愛知県市長会事務局